

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業に係る
設計施工監理業務

仕様書

令和7年7月

呉市

第1章 総則

第1節 一般事項

1 目的

本業務は、呉市（以下「本市」という。）が発注する「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業」（以下「本事業」という。）において、本事業の要求水準書に示した内容が設計・施工時に確実に実施され、所定の性能及び安全性を有し、かつ、施設の運営・維持管理が容易に行える施設となるよう、本事業の建設事業者（以下「建設事業者」という。）の設計及び施工を監理し、並びに本事業の運営モニタリング協議に関する技術的なシステム構築を行うことを目的とする。

2 仕様書の適用

本仕様書は、「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業に係る設計施工監理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。設計監理業務、施工監理業務及び運営モニタリングシステム構築業務の遂行に当たっては、本仕様書に基づくものとする。ただし、本仕様書に明記のないものであっても、本業務上必要と思われるものについては、本業務の受注者（以下「受注者」という。）の責任においてすべて完備しなければならない。また特別な仕様が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。なお、本仕様書に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築工事監理業務委託共通仕様書」、「営繕工事写真撮影要領」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「機械設備工事監理指針」「電気設備工事監理指針」の最新年度版に準ずるものとする。

3 業務名称

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業に係る設計施工監理業務

4 業務履行場所

呉市広多賀谷3丁目8番6号

5 業務履行期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

（本事業に係る建設工事の工期が変更された場合には、変更後の工期に合わせて業務履行期間を変更する予定である。）

6 業務の概要

- (1) 設計監理業務
- (2) 施工監理業務

(3) 運営モニタリングシステム構築業務

(4) その他業務

7 疑義

本仕様書及び業務遂行上で疑義が生じた場合、受注者は速やかに本市と協議の上、本市の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

8 業務内容の変更

本市が必要と判断した場合、本市と受注者の協議の上、業務内容を変更することができる。ただし、この業務内容の変更に伴う費用負担は、本市と受注者が別途協議の上、決定する。

9 守秘義務

受注者は、本業務の遂行に当たり、知り得た情報は決して第三者に漏らしてはならない。また業務完了後も同様とする。受注者は常にコンサルタントとしての中立性を厳守すること。

10 身分の証明

受注者は、本業務の遂行に当たり、身分を証明できるものを携帯し、身分の証明を求められた場合は提示すること。

11 再委託の禁止

受注者は、本市の了解を得ることなく、本業務を他人に委託してはならない。

12 関係法令の遵守

受注者は、本業務の遂行に当たり、関係する法令、規則等を遵守しなければならない。

13 資料等の貸与

本業務の遂行に当たり、必要な資料等の収集は受注者が行うこと。ただし、本市が所有し、本業務に利用できる資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料の一覧表を作成し、本市に提出すること。また業務完了後は速やかに返却すること。

14 関係官公庁及び関係機関等との協議

受注者は、関係官公庁、関係機関等との協議が必要な場合は、誠意をもって対

応し、その内容を遅滞なく本市に報告しなければならない。また、受注者は関係法令、規則等による必要な手続、申請届出等の支援を行い、関係官公庁、関係機関等への対応に協力すること。

1.5 協議及び協議録

受注者は、本業務の遂行に当たり、本市との連絡を密にし、必要に応じて協議を行うこと。また、受注者は会議、協議及び打合せの都度、7日以内に協議録（案）を作成し、本市の承諾を得ること。

1.6 業務の完了

受注者は、業務の完了後速やかに業務完了届及び成果品を提出すること。

1.7 成果品の著作権等

成果品の著作権及び所有権は、本市に帰属するものとする。ただし、本業務の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受注者の責任と費用をもって処理するものとする。

1.8 検査

受注者は業務完了後、必要な手続を経て本市の完了検査を受けるものとする。本業務は本市の完了検査の合格をもって完了とする。ただし、業務完了後に成果品その他資料に記入漏れや誤記等が発見された場合は受注者の責任で、速やかに訂正すること。

1.9 受注者の事務所の貸与

受注者が使用する現場監理事務所は、本工事の建設事業者が提供するものとする。

第2節 対象工事の概要

対象工事（以下「本工事」という。）は、要求水準書に定める次期ごみ処理施設の建築物、プラント設備及び外構（以下「本施設」という。）に係る工事である。なお、本工事では環境省の循環型社会形成推進交付金等の適用を予定している。

1 事業名

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業

2 工事場所

呉市広多賀谷3丁目8番6号

3 建設工事の概要

- (1) 事業用地面積 約 1.53ha
- (2) 施設規模 エネルギー回収型廃棄物処理施設 230t/日（115t/24h×2 炉）
（処理方式：全連続燃焼式ストーカ炉）
粗大ごみ処理施設 36t/日（36t/5h）
- (3) 竣工予定 令和 12 年 3 月

※本施設は、循環型社会及び低炭素社会の構築に寄与する施設として、循環型社会形成推進交付金等の交付対象事業「エネルギー回収型廃棄物処理施設」（交付率 1/2 の交付要件を遵守）を活用する。

4 施工内容

建設事業者は本施設の設計・建設工事を行う。施工については、プラント機械設備工事、プラント電気計装設備工事、建築工事（建築機械設備工事、建築電気設備工事、整地、外構工事等含む。）、その他必要な工事を行う。また、本工事に関連するプラント設備の試運転、引渡性能試験等を行う。

第2章 特記事項

第1節 共通事項

1 監理方式

本業務は、常駐監理方式及び重点監理方式の併用で行う。なお、本事業は建設事業者の責任において施工する総合評価方式による性能発注である。受注者は、本事業の適切な履行を確保するため、監督員の指揮の下に、必要な監理業務（立会い、検討、作成、照合、審査、調査、報告等）を厳正に実施すること。

2 業務の基本原則

- (1) 受注者は、業務の開始前に設計施工監理計画書を作成・提出し、本市の確認を受けるものとする。
- (2) 設計施工監理は、本市及び受注者の共同監理とし、受注者は本市を補助するものとする。
- (3) 本市は、本事業に係る検査等支援業務を公益社団法人全国都市清掃会議に委託する予定である。
- (4) 工事監理ガイドライン（平成21年9月1日 国土交通省住宅局建築指導課）の内容を本市及び受注者の双方が理解の上、本工事の実態に即して、工事と設計図書との照合及び確認の内容、方法等を合理的に決定するものとする。
- (5) 受注者は、建設工事の問題点等を把握し、本市に対して適切な技術的助言を行うものとする。
- (6) 受注者は、工事現場に臨み、本市の意を代弁するものとして厳正に工事を監理するものとする。
- (7) 工事期間中、受注者は常に工事全般に関する疑義に応じられるよう、入札関係書類及び事業提案書に精通するとともに、工事現場を熟知し、工事の進捗を促進する。また、「呉市次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」に示された内容をよく理解し、工事内容に応じて適切な環境保全措置が確実に実施されているか、確認及び指導するものとする。
- (8) 建設事業者への指摘事項は、原則書面にて本市へ報告するものとする。
- (9) 工事着手時期等の変更による工期延長に伴う履行期限の変更や進捗状況による人員の増減についての契約金額の変更は、特段の事由がある場合を除いて行わないものとする。
- (10) 建設工事の期間中及び完成後、各工作物が各々の機能を本来の目的に沿って、充分果たしうる円滑な指導を行うものとする。
- (11) 契約に基づく監理期間が終了した場合でも、完成検査に合格するまで、若しくは完成検査で補正が指示されたときは、その補正が終了するまで責任をもって監理に当たるものとする。

3 配置技術者

本業務において、受注者が配置する技術者は次のとおりとする。各技術者は、1年以上の直接的な雇用関係を有している者であり、総括責任者、副総括責任者及び担当技術者は必ず自社から選任すること。ただし、常駐技術者はこの限りではない。副総括責任者（土木建築関係）は建築技術者と、副総括責任者（プラント関係）はプラント機械設備技術者と、建築機械設備技術者は建築電気計装設備技術者と兼務することを可とするが、これ以外の技術者の兼務は認めない。

(1) 配置技術者の資格要件及び実績要件

ア 総括責任者（管理技術者）

(ア) 技術士法で定める技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環又は総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環）の資格を有すること。

(イ) 平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合（以下「組合」という。）を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業（DBO方式に限る。）に係る設計施工監理業務（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務を除く。）を管理技術者として行った実績を有すること。また、当該技術者は本業務の完了まで継続して業務を行うことが可能であること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

イ 副総括責任者（土木建築関係）及び建築技術者

(ア) 建築士法で定める一級建築士の資格を有すること。

(イ) 平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業（DBO方式に限る。）に係る設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

ウ 副総括責任者（プラント関係）及びプラント機械設備技術者

(ア) 技術士法で定める技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環又は総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環）の資格を有すること。

(イ) 平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業（DBO方式に限る。）に係る設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

エ プラント電気計装設備技術者

(ア) 技術士法で定める技術士（電気電子部門－選択科目「電気設備」に限る）、電気事業法で定める第三種（又は同等以上）電気主任技術者、建設業法に定める一級電気工事施工管理技士のうちいずれかの資格を有すること。

(イ) 平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業に係る設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

オ 土木技術者

(ア) 建設業法で定める1級土木施工管理技士の資格を有すること。

(イ) 平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業に係る設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

カ 常駐技術者

(ア) 平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、一般廃棄物処理施設の建設工事に係る常駐での設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

キ 建築機械設備技術者及び建築電気計装設備技術者

(ア) 建築士法で定める建築設備士、建設業法で定める一級管工事施工管理技士、建設業法で定める一級電気工事施工管理技士、電気事業法で定める第三種（又は同等以上）電気主任技術者のうちいずれかの資格を有すること。

(イ) 平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業に係る設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

ク 運営モニタリング担当技術者

(ア) 技術士法で定める技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環又は総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環）の資格を有すること。

(イ) 平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業（DBO方式に限る。）に係る設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

ケ 交付金担当技術者

(イ) 平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業に係る設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

(2) 配置技術者の交代

配置技術者は、原則変更しないこと。ただし、病休、死亡などのやむを得ない理由による変更の場合は、その理由と新たに配置する技術者が、該当する資格要件等を満たすことを証明する書類を本市に提出し、承諾を受けること。

第2節 特記事項

1 施工監理計画書

受注者は、建設事業者が提出した本事業の技術提案書等の内容を十分理解した上で、本市と協議し、本業務に必要な施工監理計画書を作成し提出すること。

2 設計監理業務

受注者は、建設事業者から提出される基本設計図書、実施設計図書等について、要求水準書、事業者が提出した技術提案書等との整合性を速やかに確認するとともに、施工、維持管理等に関する技術的な審査を的確に行い、これに適応しない場合や問題がある事項などの指摘事項については、書面にて本市に報告すること。

(1) 審査の対象

審査の対象とする図書類は、基本設計図書、実施設計図書等である。その審査対象図書リストは、表－1、表－2によるものとする。なお、詳細は要求水準書に示す提出図書とすること。

(2) 審査の前提

受注者は設計図書類を審査するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ごみ処理施設性能指針及び関連する諸法令・基準並びに要求水準書を熟知しているものとする。

(3) 審査の方法

設計図書の審査は、関連諸法令や要求水準書等を基準とし、これに整合しない事項、問題のある事項について審査し、書面にて本市に報告すること。なお、受注者は今日までのごみ処理施設に係る技術的経験、近年の技術内容の動向等を十分踏まえて審査を行うものとする。

ア 基本設計図書の審査

基本設計図書の審査については、次の書類との整合を確認すること。

- (ア) 呉市次期ごみ処理施設整備運営事業要求水準書
- (イ) 技術提案書
- (ウ) その他各種基準、法令等

イ 実施設計図書の審査

実施設計図書の審査は、次の図書との整合を確認し、必要事項は各種工事（土木建築、機械配管、電気計装、その他付帯）との関連も確認し、提出された図書を審査し、書面にて本市に報告すること。なお、承諾を受ける日の最低2週間前までに図書を発行させること。

- (ア) 呉市次期ごみ処理施設整備運営事業要求水準書
- (イ) 基本設計図書
- (ウ) 技術提案書
- (エ) その他各種基準、法令等
- (オ) 審査事項、審査事項回答書、打合議事録

ウ 設計定例会議

実施設計図書等を作成するための事前協議又はそれらの図書の審査結果に係る協議を必要に応じて開催し、本市の発注意図を十分理解した上で、設計に反映するよう指導、審査すること。

エ 審査結果の報告

審査結果は、書面にて本市に報告すること。また、本市の求めに応じ、審査結果を本市に説明すること。

オ 答書に対する打合せ協議

審査結果の指摘事項に対する建設事業者からの回答書について、協議を実施する。受注者はこれに出席し、回答内容について確認、審査を行うこと。

3 施工監理業務

施工監理業務は本市の監督、検査をより専門的かつ技術的な側面から支援する業務であり、施工監理業務に際して受注者は、設計監理業務の場合と同様、本事業の要求水準書、ごみ処理施設性能指針、関連する基準・法令等について熟知していること。また、今日までの技術的経験、近年の技術内容の動向等について反映できること。事業者が提出した技術提案書等との整合性を速やかに確認するとともに、施工、維持管理等に関する技術的な審査を的確に行い、これに適応しない場合や問題がある事項などの指摘事項については、書面にて本市に報告すること。

(1) 施工承諾申請図書等審査

ア 承諾申請図書は、各種工事の詳細図、機器材料類の承諾申請図、施工要領書、検査要領書等からなる。その審査対象図書リストは、表-4によるものとする。工程を踏まえて審査できるよう、2週間前までには施工承諾申請図書を建設事業者に提出させるとともに、提出された図書を審査し、書面にて本市の承諾を受けると。必要に応じ、承諾図書を協議、事前審査するための分科会等を実施すること。また、承諾申請図書の審査に当たっては、次の書類との整合を確認すること。

(ア) 呉市次期ごみ処理施設整備運営事業要求水準書

(イ) 実施設計図書

(ウ) 審査事項、審査事項回答書、打合せ議事録

(エ) その他各種基準、法令等

イ 現地着工に先立ち、総合施工計画書を建設事業者に作成させること。

ウ 工種別に機器、材料、工法、安全対策、品質管理等を具体的に定めた施工計画書、要領書を建設事業者に作成させること。

(2) 定例会議等

ア 業務の遂行上、必要と認められる諸事項について協議するため、本市、受注者、建設事業者は、三者で定例の工程会議（週間工程会議、月例工程会議等）を開き、工事の進捗状況や現場の確認、今後の工程等について協議を行う。

- イ 現地着工に先立ち、実施工程表（全体工程、年度工程）を建設事業者を作成させ、本市の承諾を受けさせること。
- ウ 実施工程表の変更がやむを得ず発生した場合は、本市、受注者、建設事業者の三者協議を開催し、建設事業者に変更実施工程表を作成させ、これを確認すること。
- エ 上記実施工程表の補足として週間工程表、月間工程表（各工種別工程含む）等を作成させ、工事工程に支障がないよう工程会議等において確認等を行うこと
- オ 承諾申請図書等の提出図面、諸官庁への届出書類に係る工程表についても建設事業者提出させ、工事進捗上、書類管理上問題のないよう審査等を行うこと。
- カ 月間工程会議は原則月 1 回の開催とし、総括責任者及び協議内容に応じた主たる担当技術者が出席すること。
- キ 週間工程会議は原則週 1 回の開催とし、常駐技術者が出席すること。
- ク その他本市が必要と判断した会議等については、本市の要請に適した配置技術者が出席すること。

(3) 工事の確認、報告等

ア 現場施工確認

建設事業者の行う工事等が、設計図書等の内容に適合しているか否かについての確認は、原則として、工事現場等での施工立会確認を行い、その工事が適切に実施できるよう指示を行うこと。ただし、同一の材料、機械、工法等で繰り返し施工される工事又は試験の場合や本市の承認を受けた場合は、立会いによらず、書面による確認とすることができる。

イ 事業者等に対する工事の指導伝達

受注者は、工事の施工等に関し、本市が必要と認めた事項については、事業者に対し、指導又は伝達しなければならない。

ウ 工事現場の安全管理の確認等

(7) 受注者は、事業者等が行う工事現場の安全管理が適切であるか否かについて確認し、その結果を本市に報告する。

(イ) 前項の結果、緊急を要する場合は、緊急措置について、事業者等に指導伝達し、その経緯を本市に報告する。

エ 工場検査

工場で作成する製品・機器類のうち、工場において品質、性能等の検査、確認を必要とするもの、現場搬入後に不具合の是正が困難な製品又は本市が指定した機器については、工場検査を行うものとする。検査により不具合が発見された場合には、改善等を指示するとともに、検査結果は書面にて本市に報告すること。

オ 出来高検査

各年度末及び工事完了前に各配置技術者及び常駐技術者が出来高検査を実施し、検査結果を本市に報告すること。なお、地下埋設物など不可視となる部分、再施工が困難な工種、工事完了後に検査の実施が困難な場合は適宜検査を行うこと。

カ 試運転検査、引渡性能試験

受注者は、試運転、予備性能試験及び引渡性能試験に先立ち、建設事業者の提出した試運転要領書、予備性能試験要領書、引渡性能試験要領書を審査するとともに、試験に立会うこと。

予備性能試験に際しては、排ガス測定、ごみ質、臭気のサンプリング、騒音・振動測定等の結果を建設事業者に書類で提出させ、確認を行い、書面にて本市に報告すること。

引渡性能試験の検査に際しては、排ガス測定、ごみ質、臭気のサンプリング、騒音・振動測定等に立ち会うこと。また、試運転報告書、引渡性能試験結果報告書について確認し、書面にて本市に報告すること。

キ 完成検査

本工事の完成に際しては、事前に受注者による社内検査を実施すること。なお、手直しを行う必要が生じた場合は、手直し後に完成検査を実施し、手直し事項が完了しているか否かを確認し、本市に報告すること。また、完成検査（事前検査を含む）には、書類（完成図書）も含むものとする。

ク 完成図書の審査

完成図書については、各々の完成図書（図面、設計書、写真、納品書、成績書等）と現場との整合を確認すること。また、工事写真の撮影方法、整理方法等については、事前審査の上、書面にて本市に報告すること。

4 運営モニタリングシステム構築業務

運営モニタリングシステム構築業務は、本事業の運営事業者（以下「運営事業者」という。）の業務実施に伴い発生する様々なトラブルや契約上の疑義について、専門的な知見による適切なアドバイスの提供を行うとともに、各種契約書、要求水準書、入札説明書等に基づき提出される運営計画書、運営マニュアル等の審査を行い、運営業務の適正かつ確実な履行水準の達成及び運営業務委託費支出に当たり、その適否の確認を有効に行い得る運営モニタリングシステムを構築するものとする。

また、業務を履行するために行われる協議、打合事項等は、運営事業者に議事録を作成させ、本市に提出するものとする。

受注者は、本業務を遂行するに当たり、業務内容に精通した者を責任者として定めること。また、本業務の履行に必要な人員を配置すること。

- (1) モニタリングシステム構築の基本方針作成
モニタリングシステムの構築に当たっては、その過程、規定すべき事項の項目等について検討を行い、モニタリングシステム構築の基本方針としてまとめるものとする。
 - (2) 要求水準（モニタリング項目）の確定
入札説明書、提案書、事業契約書等を基に、要求水準（モニタリング項目）を確定するものとする。
 - (3) モニタリング方法の検討・協議・確定
運営開始後の対価の支払いに関する事業契約書等の規定に沿って、モニタリング方法の具体化（運営事業者の業務内容が要求水準を達成していることを具体的にどの書類で確認するか）、モニタリング基準の具体化（どのような状態になっていることを要求水準未達とするのか）等の詳細な運営モニタリング方法について検討を行い、運営開始前に行う運営事業者と本市の協議及び合意の下に確定させることについて、助言及び支援を行うものとする。
 - (4) 運営マニュアル等の審査
運営事業者が作成する運営マニュアルに加え、これに付随する運営体制、各種計画書、報告書の様式等を確認し、入札関係書類及び事業提案書の内容と適合しているか等の観点から審査する。
 - (5) 運営業務委託費支払いに関する協議
令和12年度以降に行う運営業務委託費の改定方法を始めとした運営業務委託費の支払いに関する事項等の協議について、助言及び支援を行うものとする。
 - (6) 財務モニタリング
本事業の基本契約に基づき、運営事業者から提出される予定の計算書類及び事業報告書並びにこれらの付属明細書等について審査を行うものとする。
- 5 その他業務
- (1) 交付金に関する手続に必要な資料の作成補助
本工事は交付金対象事業として実施するため、交付金対象事業に関する要綱及び要領等に基づき、交付金に係る書類（交付金申請及び実績報告など）の作成を支援すること。
 - (2) 会計検査対応の支援
本事業の設計及び建設工事に要する経費に充てる交付金に関する会計検査に本市が対応するに当たり、必要な支援を行うものとする。なお、当該支援は本業務の履行期間満了後においても、本市から要請があった場合は誠意をもって協力すること。
 - (3) 関係機関等への協議、申請、届出等に必要な説明資料の作成補助
本事業に関して本市が行う関係機関等への協議、申請、届出等の各種手続きに必要な説明資料作成の補助等を行うものとする。

(4) 関係機関等との協議への出席

必要に応じて本事業に関して本市が行う関係機関等への協議に出席し、会議終了後、速やかに会議録を作成し、本市に提出するものとする。

(5) スライド協議の支援

本市と建設事業者間のスライド協議に対し、出来高数量の確認、残工事量の算出、スライド額の算定方法等が適切に行われるよう助言及び支援を行うものとする。

(6) 電力地産地消への取組に係る支援

電力地産地消に係る事業スキーム（小売電気事業、地域新電力、自己託送等）を構築するに当たり、必要に応じて関係機関等との協議に出席し、当該事業を推進するための支援を行うものとする。

(7) その他

本事業の進捗に伴い生じる問題、必要と思われる事項について、対応策等の企画立案の補助を行うものとする。

第3節 提出書類

1 業務着手時

受注者は、契約締結後速やかに業務着手すること。また、業務着手に際して、着手届、計画書その他必要な次の書類を本市へ提出すること。

(1) 業務着手届

(2) 管理技術者等指名届

(3) 配置技術者の経歴書（保有資格及び同種業務の経験を証明する書類を添付）

(4) 設計施工監理計画書

ア 工程表

イ 監理体制

ウ 監理方針

(5) その他本市が指示する書類

2 業務履行中

受注者は、本業務の遂行に当たり、設計施工監理報告書の進捗状況を月1回以上、本市へ報告すること。報告書の様式及び内容については、本市と協議の上、決定するものとする。

(1) 設計施工監理報告書

(2) その他本市が指示する書類

3 業務完了時

成果品の提出部数は原則2部とする。その他必要部数については、本市の指示に従うこと。

- (1) 業務完了届
- (2) 業務報告書（正本・副本各 1 部）
 - ア 設計施工監理，品質管理，検査等に関する報告書
 - イ 議事録等協議資料
 - ウ その他本市が指示する書類
- (3) 上記報告書の電子データ

表-1 審査対象図書リスト

図 書 類	審 査 対 象 リ ス ト	
基本設計図書	図 面 類	全体配置図（動線計画含む） フローシート 主要設備の配置平面図 施設平面図・断面図 施設立面図 単線結線図 計装フローシート 建築概要 仕上表等 その他
	施設概要説明書	施設全体配置図 全体動線計画 施設の性能 各設備概要説明 設計基本数値 準拠する法令・規格等 プロセス説明 プラントの運転管理 運転管理条件 労働安全衛生対策 公害防止対策 主要機器の耐用年数，補修整備費 アフターサービス 使用特許リスト 使用機器メーカーリスト その他
	設 計 仕 様 書	設備別主要機器仕様 その他

表-2 審査対象図書リスト

図 書 類	審 査 対 象 リ ス ト	
実施設計図書	計 算 書 関 係	設計計算書 構造計算書 容量計算書 性能計算書 薬品使用量計算書 電気設備負荷計算書, その他
	土 木 建 築 設 計 図	全体配置図, 面積表, 内外仕上表, 平面図, 断面図 立面図, 矩計図, 部分詳細図 展開図, 建具表, 構造図, 意匠図 配筋図, 換気設備図 空調換気設備図, 防災設備図 給排水衛生設備図, その他
	機 械 設 備 設 計 図	機械配置図 (平面図・断面図) 処理設備図, 系統図, 姿図, 組立図 機械配管フローシート ダクト図, その他
	電 気 設 備 設 計 図	配置図 (平面図・断面図) 受電設備図, 動力設備図 計装設備系統図, 単線結線図 建築電気設備図 姿図, その他
	工 事 仕 様 書 他	工事工程表, 工事内訳表, その他

表-3 審査対象図書リスト

図 書 類	審 査 対 象 リ ス ト	
施 工 承 諾 申 請 図 書	土 木 建 築 工 事	施 工 計 画 図, 仮 設 計 画 図, 配 筋 図 ス リ ー ブ ・ 穴 明 け 図, 機 械 基 礎 図 軀 体 詳 細 図, 仕 上 げ 詳 細 図 衛 生 設 備 承 諾 申 請 図, 建 具 詳 細 図 換 気 空 調 設 備 承 諾 申 請 図 防 災 設 備 承 諾 申 請 図, 法 令 チ ェ ッ ク 図 付 帯 工 事 詳 細 図, そ の 他
	機 械 設 備 工 事	単 品 機 械 承 諾 申 請 図 工 場 製 作 品 詳 細 図 現 場 製 作 品 詳 細 図 そ の 他
	電 気 設 備 工 事	シ ー ケ ン ス 図 電 気 設 備 図 (平 面 図, 断 面 図) 照 明 器 具 詳 細 図 そ の 他
	施 工 要 領 書 類	搬 入 要 領 書 施 工 要 領 書 配 管 要 領 書 塗 装 要 領 書 保 温 要 領 書 各 種 施 工 計 画 書 そ の 他
	検 査 要 領 書 及 び 検 査 報 告 書	各 種 現 場 検 査 要 領 書, 報 告 書 各 種 工 場 検 査 要 領 書, 報 告 書 諸 官 庁 検 査 要 領 書, 報 告 書 そ の 他
	そ の 他	計 算 書, 検 討 書, 施 工 見 本, そ の 他 各 種 届 出 関 係 書 類
完 成 引 渡 図 書	竣 工 図, 試 運 転 報 告 書, 性 能 試 験 報 告 書 単 体 機 器 試 験 成 績 書, 工 事 写 真, 竣 工 写 真 類 点 検 ・ 整 備 リ ス ト 一 覧 表, そ の 他	

第3章 施工監理業務の職務分担

表-4 監督員（本市）と受注者の職務分担表

業務区分		受注者			本市			
		立会 及び 作成	検討 又は 照合	報告 又は 提出	立会 及び 作成	協議	承諾	手続
設計 関係	1 設計図書		○	○		○	○	
	2 検討書, 計算書		○	○		○	○	
工事 全体 計画 関係	1 関係所管折衝		○	○		○	○	○
	2 全体工事施工計画		○	○		○	○	
	3 全体工事施工工程		○	○		○	○	
書類 関係	1 工事請負契約関係書類		○			○	○	
	2 施工計画書, 施工要領書		○	○		○	○	
	3 工事工程表		○	○		○	○	
	4 現場監理日誌		○	○			○	
	5 工事打合せ簿		○	○	○	○	○	
	6 指示書 (指示請書)		○	○	○	○	○	
	7 工事履行報告書		○	○			○	
	8 承諾願い		○	○		○	○	
	9 材料照査		○	○		○	○	
	10 工事出来形調書		○	○		○	○	
	11 施工図, 詳細図他		○	○		○	○	
	12 その他工事関係書類		○	○		○	○	
施工 関係	1 仮設計画関係の審査, 承諾		○	○		○	○	
	2 施工図等の審査, 承諾		○	○		○	○	
	3 材料検査, 管理試験の準備 等に関する審査, 承諾		○	○		○	○	
	4 施工時の立会い	○	○	○	△	○	○	
	5 工事写真		○	○		○	○	
	6 変更に関する審査, 承諾		○	○		○	○	
検査 関係	1 検査結果の審査, 承諾		○	○		○	○	
	2 検査の立会い (工場検査含む)	○	○	○	△	○	○	
	3 出来形検査, 出来高検査	○	○	○	○	○	○	
	4 試運転要領書, 試運転報告書		○	○	○	○	○	
	5 完成検査	○	○	○	○	○	○	
諸 手続 等	1 諸官庁関係書類の審査, 承諾		○			○	○	○
	2 交付申請書, 実績報告書		○		○	○	○	○
	3 変更設計, 精算設計の審査		○	○	○	○		
	4 その他関係書類		○	○		○	○	

△：工程上重要な検査と本市が判断した場合又は建設事業者，受注者からの求めに応じて，本市が立会いによる確認をすることをいう。

表－５ 受注者と建設事業者との職務分担関係表

項目	主な業務内容	受注者	建設事業者
1 書類関係	1 工事工程表	審査	作成
	2 施工計画書・要領書	審査	作成
	3 現場監理日誌	作成	－
	4 工事打合せ簿	作成・審査	作成
	5 材料確認（本市と協議）	確認	作成
	6 品質管理試験（本市と協議）	確認	作成
	7 工程会議資料，工事履行報告書	確認	作成
	8 各種承諾申請	審査	作成
	9 交付申請書及び実績報告書に関する資料	審査	作成
	10 仕様書及び特記による作業等	審査	作成
	11 指示書	作成・審査	回答
	12 実施設計関係書類	審査	作成
2 施工関係	1 実施設計図（基本，詳細）	審査	作成
	2 施工図，詳細図，承諾図等	確認	作成
	3 施工時の立会い（主要工事）	確認	作成
	4 施工段階確認（主要段階）	確認	作成
	5 設計図書と現地照合	確認	作成
	6 設計変更手続	確認	作成
	7 出来形の検査	確認	作成
	8 関係機関の説明資料作成	作成	作成
	9 軽微な事項の現場確認	確認	作成
	10 竣工図	確認	作成
	11 完成検査（下検査含む）	確認	作成
	12 仕様書及び特記による作業等	審査	作成
	13 試運転及び引渡性能試験	立会	作成
3 工事完成後の成果品提出	1 工程表及び実施工程表	確認	提出
	2 現場監理日誌	提出	－
	3 工事日誌	確認	提出
	4 工事打合せ書類	確認	提出
	5 材料検査簿綴	確認	提出
	6 工事写真	確認	提出
	7 品質関係綴	確認	提出
	8 変更設計内訳書	確認	提出
	9 設計変更に伴う資料綴	確認	提出
	10 工事完成図書	検査	提出